

事業実施・助成ガイドライン細則10「調査および事業実施にかかる方針」

第1章 安全確保

(通則)

第1条 実施団体は、あらゆる場合において、当該事業の執行に携わるスタッフの安全確保の責任を負う。

(安全確保)

第2条 実施団体は、国際援助機関・組織等で定められた安全上の措置を取ることが求められる。

- 2 実施団体は、国際援助機関・組織等から発せられる安全上の情報収集に留意するとともに、危険を回避する行動を常に優先して取る。
- 3 実施団体は、調査および事業の着手前に、緊急時の連絡手段・体制について事務局へ提出し、事務局は当該情報を管理するとともに、必要に応じて、外務省、在外公館等に対し情報提供する。
- 4 実施団体は、実施地選定、現金の取り扱い、通信、輸送手段、車両管理、緊急退避計画策定等において、安全対策を持つことが望まれる。
- 5 事務局および実施団体は、外部へ情報発信する場合は、安全面で支障をきたさないために最大限の配慮を行う。
- 6 実施団体は、紛争地域で事業を実施する場合は、以下の点について留意する。また、事務局が求める場合は、具体的な対応計画を提出する。
 - (1) 紛争地域における緊急人道支援活動の実績のある団体が、経験を有するスタッフのみによって、調査および事業を実施する。
 - (2) 当該地域において国際援助機関・組織の国際スタッフが活動しており、実施団体が、国際援助機関・組織と密接な協力体制下にあること。
 - (3) 実施団体は、治安情勢が悪化した場合に備え、撤退計画を事前に作成し、事務局に提出する。
 - (4) 実施団体は、在外公館、外務省、および事務局との連絡体制を構築するとともに、常時通信可能な体制を維持し、毎日1回は連絡を入れる。
 - (5) 実施団体は、活動に伴う危険を十分に認識した上で、実施団体のリスクで活動を行うことを再確認する。

(保険)

第3条 実施団体は、事業実施にあたって現地で従事する国際スタッフに対して、原則3000万円以上の死亡保障額を確保した旅行障害保険(紛争地域に関しては、戦時特約保険)に加入しなければならない。なお、実施団体は、必要に応じて労働者災害補償保険の海外特別措置を申請することが望ましい。

(資質向上)

第4条 加盟団体は、平素から、UNHCR等のトレーニングコースの受講等により、健康管理、安全確保に必要な資質の向上に努める。

(適用範囲)

第5条 上記は、国際スタッフ、現地スタッフ、帯同家族、請負業者全てに適用されることが望ましい。

第2章 事業実施に関する方針

(事業実施に関する方針)

- 第6条 JPF および加盟団体は「国際赤十字、赤新月運動及び災害援助を行う NGO のための行動規範(Code of Conduct for the International Red Cross and Red Crescent Movement and NGOs in Disaster Relief)」を遵守する。
- 2 JPF および加盟団体は事業実施にあたり「人道憲章と災害援助に関する最低基準 (Sphere Humanitarian Charter and Minimum Standards in Disaster Response)」や「緊急時の教育ミニマム・スタンダード (Minimum Standards for Education in Emergencies, Chronic Crises and Early Reconstruction)」に定められている基準を満たすよう努める。
- 3 前条に加え、受益者の対応においては、保護に関する下記の事項に配慮する。
- (1) 多様性への配慮
計画から評価に至る支援事業執行の全ての過程で多様性に対する認識を持ち、被災した全てのグループが参加し、利益を受けられるよう配慮する。
 - (2) 公正なジェンダー配慮
計画から評価に至る支援事業執行の全ての過程でジェンダー (性差) に対する認識を持ち、男性、女性共に支援事業に参加し、利益を受けられるよう配慮する。
 - (3) 障がい者に対する配慮
 - ① 計画から評価に至る支援事業執行の全ての過程で障がい者に対する認識を持ち、障がい者が支援事業に参加し、利益を受けられるよう配慮する。
 - ② 障がい者に対する事業においては、実施地へのアクセスや、点字や手話などを利用したトレーニング提供などにも配慮する。
 - (4) 子どもの保護
子どもの権利条約に謳われる子ども達の権利を守るよう努める。性的な虐待を含む、子どもへの搾取等、子どもの保護に関して抵触する疑いを発見した場合、直ちに所属団体に報告する。
 - (5) 性的搾取、性的虐待からの保護
 - ① 人道支援関係者による性的搾取、性的虐待は著しい不正行為であり、解雇の理由となる。
 - ② 人道支援関係者と未成年者との性的行為は禁止される。未成年者と法的に婚姻関係を結んでいる者はこの限りではない。
 - ③ 性的行為や性的趣向のため、金品、雇用関係、支援サービスを受益者に提供したり、性的な辱めを受けさせないように努める。
 - ④ 人道支援関係者と受益者との性的関係は、不平等な力関係が基になる可能性が高いため、望ましくない。
 - ⑤ 同僚による性的搾取・性的虐待の疑いを発見した場合は、直ちに所属団体に報告しなければならない。
 - ⑥ 実施団体は性的搾取、性的虐待行為を予防できる環境作りに努める。
- 4 人材のマネージメントに関する方針
JPF および加盟団体は、「援助に携わる人材のマネージメントと支援における模範的実践の規範 (Code of best practice in the management and support of aid personnel)」を適用するように努める。
- 5 モニタリング・評価に関する方針
事業実施に当たっては、団体が独自でモニタリング・評価の体制を持つことが求められる。JPF または JPF が委託する外部機関がモニタリング・評価を行う場合は、実施団体は、必要な協力および資料の提出を行う。
- 6 連携に関する方針
事業実施において、個人、団体、政府や関連機関との協力、補完関係などにおける連携が生じる場合は、以下の点に配慮する。
- (1) 信頼構築やコミュニケーションを通じ効率的な連携関係作りに努める。
 - (2) 異文化や多様性へ配慮する。

- (3) 連携において、全ての関係者がそれぞれの役割、目的、責任や権利を明確にする。その際、パートナー団体に事業の一括請負をさせることはできない。
- (4) 連携において、全ての関係者が事業実施のオーナーシップ及び、成功や失敗やその他の影響における責任を共有する。
- (5) 相互の団体の独立性、自立性を尊重して連携する。
- (6) パートナー団体のスタッフや連携のリスクを最小限にするよう努める。
- (7) パートナー団体の能力をサポートすることに努める。特に現地連携パートナーの依存性を高めたり、組織の弱体化を招いてはならない。

第3章 広報・啓発活動基準

(広報・啓発活動)

第7条 広報・啓発活動とは、JPFの理念に則り、JPFの活動が理解されることを促進するために行う次に掲げる活動をいう。

- (1) 事業実施にかかる事業広報・啓発
- (2) 事業実施にかかるメディア等への対応
- (3) JPFの役割等についての一般的広報

(広報・啓発活動に資する情報の提供)

第8条 事務局は、必要に応じて加盟団体の了解を得つつ、前条の活動を行う。

- 2 加盟団体は事務局から求めがある場合には、真正な情報を速やかに提出する。また、事務局からの要請がなくてもJPFの広報に資すると思慮される情報の提供に努める。

(広報・啓発活動にかかる協力)

第9条 加盟団体は、事業実施地において、事務局関係者が、JPFの広報・啓発活動にかかる情報の収集・記録を行う場合は、可能な限り協力するものとする。

(共同広報・啓発活動)

第10条 事務局は、第7条の広報・啓発活動を効果的に実施するために必要な場合、加盟団体と共同して広報・啓発活動を行うことができる。

(広報斡旋)

第11条 事務局は、加盟団体の活動に関する取材の申し込みがあった場合、その広報効果を勘案した上で、加盟団体に斡旋する。その場合、加盟団体は、助成金の供与を受けている旨、取材者に説明する。

(報告)

第12条 加盟団体は、事業実施について独自に取材を受けた場合、前条の規定に準じて説明するとともに、その要旨を事務局に報告する。

(ビジビリティの確保)

第13条 加盟団体は、支援事業を実施する場合、財源措置されている関係事務所、直接資器材、人員等に対して、「JPFロゴ」を付すなどして、ビジビリティの確保に努める。ただし、加盟団体が安全上の観点から不相当であると判断する場合は適用しない。

(ホームページ表示)

第14条 加盟団体は、加盟団体のホームページの事業活動紹介においてJPFから助成金の供与を受けている

活動については、助成金の供与を受けている旨、表示する。

(活動報告会への対処)

第15条 加盟団体は、JPF の事業報告会等について事務局から参加依頼がある場合、職員を出席させ、対処するよう努める。

(常任委員会報告)

第16条 事務局は、加盟団体による事業実施地での広報活動、協力状況を取りまとめ、常任委員会へ報告する。

(JPF の役割等についての常時の広報活動)

第17条 加盟団体は、JPF の役割、意義、活動全般にわたり、あらゆる機会を通じて、可能な限り、広報に努める。

(団体名の表示)

第18条 事務局は、第7条各号に掲げる広報・啓発活動の実施にあたり、加盟団体より提供された情報、広報資料等を使用する場合、団体名を表示する。

附則

1 この細則は2008年度第2回 JPF 常任委員会の承認を経て、2008年5月20日より施行する。